

## 令和8年執行香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙に係る臨時啓発業務仕様書

### 1 件名

令和8年執行香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙に係る臨時啓発業務

### 2 目的

有権者に対し、令和8年執行香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙の実施及び選挙期日の周知を行うとともに、有権者一人ひとりがこの選挙の重要性を十分に自覚し、選挙の正しいルールを守り、進んで投票に参加するよう、効果的な啓発事業を展開する。

### 3 委託する業務の詳細

別添「委託する業務の詳細」のとおり（これに基づき事業者が提案書に記載した内容については、業務仕様として契約の一部を構成することとする）。

### 4 委託業務費（消費税及び地方消費税を含む。）

上限額 11,000 千円

### 5 企画の実施方法

契約後、受託者と委託者（以下「県」という。）で調整の上、具体的な実施内容を決定し、実施する。

### 6 業務終了後の手続等

業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を提出すること。業務完了報告書には、成果物の原本、成果物が確認できる写真、業務日誌、その他の履行が確認できるものを添付すること。

### 7 その他

- (1) 採用された企画及び成果物については、県に帰属するものとし、県が自由に使用できるものとする。また、その使用については、今年度に限定されないものとする。
- (2) 契約後、受託者は、契約の範囲内で令和8年執行香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙に係る臨時啓発業務について、県の指示に従うものとし、県の意見による修正ができるものとする。
- (3) 契約後に各事業の詳細について、県と打合せを行うこと。
- (4) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は受託者が行うものとする。
- (5) 特定の候補者・政党などを類推させるような表現（ロゴ、キャッチフレーズ、人物等）は使用しないこと。  
なお、人物を使用する場合は、特定の候補者・政党などとの関係等、投票参加の呼びかけを行う本業務の趣旨を十分に踏まえた人選となるよう留意すること。
- (6) 投票日は現時点では未定であるが、本業務の企画提案に当たっては、香川県知事の任期満了日である令和8年9月4日（金）を考慮し、提案及び見積をすること。

県は決定された後、速やかに受託者に通知するものとする。なお、香川県議会議員補欠選挙は現時点では、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 113 条第 3 項の規定により、香川県知事選挙に便乗して 1 選挙区（丸亀市選挙区）において執行される予定であるが、変更となる可能性がある。

- (7) 選挙日程が変更された場合又は投票を行う必要がなくなった場合（無投票の場合）は、県の指示に従うものとする。その場合、必要に応じて変更契約を締結するものとする。
- (8) 受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに補正等の必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (9) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、県又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及び賠償等について対応すること。
- (10) 本仕様書に記載のない事項については、県及び受託者で協議の上決定する。
- (11) 本件に関する問合せ  
香川県政策部自治振興課 河野  
TEL：087-832-3086  
FAX：087-831-4358  
E-mail：senkyoi@pref.kagawa.lg.jp

## 委託する業務の詳細

### 【共通事項】

- ① 業務全般を通じて、県が独自に実施する臨時啓発事業<sup>参考資料1</sup>を参考とし、類似する提案とならないよう留意すること。
- ② 企画提案書には、企画内容及びその提案理由（ねらいや考えられる効果）を具体的に記載すること。
- ③ 各種啓発資材資材に統一的に使用できる訴求力のあるキャッチコピーを作成すること。
- ④ 特に、若年層の選挙への意識を高め、投票行動を促す啓発事業を企画すること。企画には、若年層の情感に働きかけるような創意工夫を凝らすこと。
  - ※ 各種選挙における投票率の低下、特に若年層の投票率の低下が指摘されている。については、過去の選挙で若年層が選挙に行かなかった理由や、近年の若者の行動について分析することなどにより、明確なコンセプトを持った提案を行うこと。（参考となる調査等）
    - ・ 18歳選挙権に関する意識調査（総務省 Web サイト）  
[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01gyosei15\\_02000153.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei15_02000153.html)
    - ・ 若い有権者の意識調査（令和4年2月）（明るい選挙推進協会 Web サイト）  
<http://www.akaruisenkyo.or.jp/060project/066search/1276/>
    - ・ 第26回参議院議員通常選挙 選挙前・選挙後調査（令和5年3月）  
<https://www.akaruisenkyo.or.jp/060project/066search/1268/>
- ⑤ 地域に根付いているイベントを活用するなど、事業全体を通じて、効果的かつ効果的な企画となるよう留意すること。
  - ※ <sup>参考資料2</sup>として、過去に実施した啓発イベント及び若年層を対象とした啓発事業を掲載しているが、この内容に近似する必要はない。
- ⑥ 投票機会を最大限確保する観点から、期日前投票制度等の周知に努めること。
- ⑦ 香川県知事選挙と香川県議会議員補欠選挙とは、期日前投票が可能な期間などが異なることに留意すること。
- ⑧ 各啓発事業において、数量を示しているものについては、県が受託者と協議した上で、変更する場合がある。
- ⑨ 以下の資材の納品日は、投票日の25日前とする。対象資材が納品日までに納付先に届くようにすること。ただし、選挙日程決定の状況等により、納品日等を変更する場合がある。
  - ・ 「（1）インターネットやSNSによる啓発」における動画、バナー及び賞品
  - ・ 「（3）ポスター・チラシ等による啓発」に係る啓発資材
  - ・ 「（4）立看板・懸垂幕・横断幕・広報船幕・のぼり旗による啓発」における「③のぼり旗」のうち県納品分
  - ・ 「（5）ポディーパネルによる啓発」に係る啓発資材
  - ・ 「（7）放送用資材による啓発」に係る啓発資材
  - ・ 「（8）親子投票記念証の作製」に係る啓発資材のうち県納品分
- ⑩ SNS・インターネット広告等の掲載（放映）期間は、投票日までの17日間とする。ただし、県が受託者と協議した上で、変更する場合がある。
- ⑪ 啓発資材の納品先等への送付費用は、受託者の負担とする。

- ⑫ 業務全体を通して、関係法令を遵守すること。特に、立看板の設置等、現場における作業については、労働安全衛生法に定められた内容を遵守すること。

## 【実施を必須とする事業】

### (1) インターネットやSNSによる啓発

#### ① SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）広告を活用した啓発

項目	指示事項
啓発媒体	<ul style="list-style-type: none"> <li>Instagram（必須）</li> <li>SNS（X、Facebook、LINE等）の中から、対象者に効果的な啓発ができる<u>少なくとも2種類を選択</u>すること。</li> <li>なお、提案に併せてその媒体を選択した理由を示すこと。</li> </ul>
掲載期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>投票日までの17日間（投票日を含む。）</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>香川県内の18～34歳をメインターゲットとする。</li> </ul>
表示回数 クリック数	<ul style="list-style-type: none"> <li>各啓発媒体の合計で、以下の「表示回数」又は「クリック数」を満たすこと。</li> <li>表示回数 計500,000回</li> <li>クリック数 計2,500回</li> </ul>
安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全性を考慮し、選定すること。</li> </ul>
アカウント	<ul style="list-style-type: none"> <li>X、Facebook、Instagram、YouTube、TikTokについては、香川県選挙管理委員会の広告用アカウントがあるため、新たに作成する必要はない。</li> <li>X、Facebook、Instagram、YouTube、TikTok以外を使用しての啓発を提案する場合、アカウントの作成手続きは受託者において行い、それに要する費用は受託者の負担とする。また、今後、県が実施する選挙啓発事業で使用することを前提とし、アカウントの権利は県に帰属するよう手続すること。</li> </ul>

#### ② インターネット広告を活用した啓発

- Yahoo!Japan（以下「YDA」という。）若しくはGoogle（以下「GDN」という。）、又はその両方でのディスプレイ広告を活用した啓発の提案を求めるもの。広告からのリンク先は、県選挙管理委員会Webサイトを想定しているが、詳細は業者決定後に協議して決定する。
- 受託者は、広告に必要なバナーの作成、表示内容の調整、広告の設定等、実際の広告表示に至るまでの作業を行う。
- 掲載期間は投票日までの17日間（投票日を含む。）とする。
- 下記に基づき広告を表示し、「表示回数」又は「クリック数」を満たすこと。
- YDA又はGDNのいずれか一方のみでの実施を提案する場合は、その理由を示すこと。

広告形態	デバイス	エリア・ ターゲティング	表示回数	クリック数
YDA（ディスプレイ広告）	パソコン・ モバイル・ タブレット	香川県・ 18歳～44歳	※ 計1,500,000 回	※ 計500 回
GDN（ディスプレイ広告）				

※ 各広告形態分を合計した回数

③ 動画投稿サイト上の広告による啓発

- ・ YouTube に動画広告を掲載することにより、啓発を行うもの。
- ・ 受託者は、掲載内容の調整、広告の設定等、実際の広告表示に至るまでの作業を行う。
- ・ 広告に必要な動画は、県が独自に実施する「選挙啓発動画コンテスト」に入賞した作品を用いることとする。
- ・ 掲載期間は投票日までの 17 日間（投票日を含む。）とする。
- ・ 下記に基づき広告を表示し、「表示回数」又は「クリック数」を満たすこと。

啓発媒体	エリア・ ターゲティング	表示回数	クリック数
YouTube	香川県・ 18歳～44歳	計1,000,000 回	計5,000 回

※ 上記「①」の啓発において、選択する SNS のうち 1 種類を「YouTube」として本項目に代えてもよいが、その場合は、本項目における「エリア・ターゲティング」、「表示回数」及び「クリック数」に基づくこと。

④ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の記事原稿作成・特設 Web サイトのデザイン提案等

受託者及び県が行う啓発事業について、県が有する SNS アカウントからの投稿により、高い啓発効果が期待できる内容・タイミングを検討の上、事前に県に提案すること。その投稿に関する記事の原稿や写真等の素材は、受託者が作成すること。SNS への投稿は、県選挙管理委員会の職員が行う。

（参考：令和 7 年参議院議員通常選挙の投稿実績 17 日間で 20 回の投稿

令和 8 年衆議院議員総選挙の投稿実績 12 日間で 16 回の投稿）

また、特設 Web サイトの作成・更新については、県選挙管理委員会の職員が香川県の行政情報提供システム（CMS）により行うが、レイアウト等のデザインについては、受託者が作成すること。デザインは、当該システムにアップロード可能な形式により作成するものとし、具体的には契約後、県選挙管理委員会の職員と協議しながら業務を進めること。

※ Web サイトの表示形態は、香川県庁 Web サイトを参照すること。

⑤ Web サイト用バナーの作成

明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行うために県・市町 Web サイト等に掲載するバナーを作成すること。

- ・ W350 p x × H65 p x （庁内ネットワーク用：小）
- ・ W700 p x × H65 p x （庁内ネットワーク用：大）
- ・ W600 p x × H426 p x （県 Web サイト：トップページピックアップ用）
- ・ W600 p x × H302 p x （県 Web サイト：所属課ページ関連リンク用）

※ 制作するデータのサイズや数量は変更する場合がある。

⑥ 「選挙啓発動画コンテスト」賞品の準備

- ・ 県が実施する「選挙啓発動画コンテスト」の以下の賞品を、表彰にふさわしい包装をした上、準備すること。
- ・ 「最優秀賞」又は「優秀賞」、「選挙啓発動画コンテスト」及び「選挙名」について必ず記載すること。

表彰区分	賞品
最優秀賞（1名）	Amazon ギフトカード 5万円相当
優秀賞（3名）	Amazon ギフトカード 1万円相当

## （2）マスメディアによる啓発

マスメディアを通じて、投票日等の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加を呼びかけるもの。

- ・ 「選挙名」、「投票日」及び「キャッチコピー」については、必ず取り入れること。

項目	啓発媒体	指示事項
新聞広告による啓発	朝日新聞、産経新聞、四国新聞、毎日新聞、読売新聞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告の大きさは天地一段、左右1/2（32mm×188mm程度）</li> <li>・ モノクロ</li> <li>・ <u>投票日に掲載をすること</u></li> </ul>

## （3）ポスター・チラシ等による啓発

### 【共通事項】

- ・ 投票日の周知や明るい選挙の推進、投票総参加を呼びかけるポスター及びチラシのデザインを作成し、印刷・送付等を行うこと。
- ・ 「選挙名」、「作製責任者の名称（「香川県明るい選挙推進協議会、香川県選挙管理委員会」との表示をいう。以下同じ。）」、「投票日」、「キャッチコピー」、「期日前投票」、項目は必ず記載すること（詳細は県が指示する）。
- ・ 納品先、納品先における数量等は、参考資料5を参照

### ① 一般掲示用ポスターの作製・印刷・掲出（送付）

- ・ 一般掲示用ポスターについては、若年層を中心に多くの人々が使用するJR・私鉄の駅構内やバス停に掲出するものとし、受託者において掲出の手続きを行い、掲出にかかる費用を負担するものとする。
- ・ また、大型小売店舗、県選挙管理委員会、各市町選挙管理委員会、県内の高等学校等に送付するものとするとし、送付作業は受託者が行う。

作成枚数	規格	指示事項
1,300枚	B2判・片面刷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲出依頼をする公共交通機関と箇所数（予定） JR四国 県内掲出可能駅12駅構内各1箇所 ことでん 県内掲出可能駅53駅構内各1箇所 琴参バス 県内可能駅貼8箇所各1箇所</li> <li>・ 送付作業が必要なもの（掲出依頼不要） 県内大型小売店舗等 23箇所 県選挙管理委員会 1箇所 各市町選挙管理委員会 17市町 県内の学校 101箇所</li> <li>・ 掲載期間は投票日までの14日間（投票日を含む。）とするが、掲示先公共交通機関の規程等により、これによりがたい場合は、この限りでない。</li> </ul>

② チラシの作成・印刷・送付

(共通事項)

- ・ チラシ送付時には、100部ごとに合紙を挟み、数量等を表示すること

ア 一般配布用チラシ

- ・ 県選挙管理委員会、各市町選挙管理委員会、県内の小・中学校及び高等学校等(326校)に送付するものとし、送付作業は受託者が行う。

種別	作製枚数	規格	指示事項
一般配布用 チラシ	588,000 枚	A4判・ 両面刷	・ チラシデザインの作成が必要

イ 親子連れ投票チラシ

- ・ 一般配布用チラシと併せて県内の小学校等(164校)に送付するものとし、送付作業は受託者が行う。
- ・ 送付の際には、県選挙管理委員会が保有しているチラシと合わせて、計52,000枚の送付とする。

種別	作製枚数	規格	指示事項
親子連れ 投票チラシ	48,000枚	A4判・ 両面刷	・ 既存のチラシのデータを提供するため、デザインの作成は不要

(4) 立看板・懸垂幕・横断幕・広報船幕・のぼり旗による啓発

【共通事項】

- ・ 投票日の周知と投票総参加の呼びかけを行うために、投票日やキャッチコピーなどを表示した立看板・懸垂幕・横断幕・広報船幕・のぼり旗をデザインし、作製すること。
- ・ 立看板・懸垂幕・横断幕・広報船幕については、「選挙名」、「作製責任者の名称」、「投票日」、「キャッチコピー」及び「期日前投票の期間」の項目は必ず記載すること(詳細は県が指示する)。
- ・ 設置期間中(約3週間)、風雨等により文字やデザインが消えることがないようにすること。

① 立看板

数量	設置場所	規格等
1基	県庁舎東館玄関前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告面…1面</li> <li>・ 高さ420cm(広告部分370cm)</li> <li>・ 幅75cm</li> <li>・ 柱固定のため、針金を使用</li> </ul>
2基	ことでん瓦町駅前広場歩道橋上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告面…2面</li> <li>・ 高さ230cm(広告部分220cm)</li> <li>・ 幅80cm</li> </ul>

※ 設置期間は、投票日の翌日までの約3週間とする。

※ 人通りの多い場所に設置するため、移動・倒壊することのないよう固定すること。

※ 設置及び撤去(悪天候による一時撤去、再設置を含む。)は県の指示に従うものとし、設置及び撤去に係る費用は、委託料に含まれることとする。

② 懸垂幕・横断幕・広報船幕

種別	数量	設置場所	規格等
懸垂幕・ 横断幕・ 広報船幕	42枚	市町庁舎・県広 報船等	<ul style="list-style-type: none"> <li>参考資料4～7のとおり</li> <li>県、市町への送付作業は受託者が行う</li> </ul>

※ 送付された懸垂幕・横断幕・広報船幕の取付は、県・市町が行うことから、受託者による作業は不要。

③ のぼり旗

数量	設置場所	規格等
200枚	市町庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さ180cm</li> <li>幅60cm</li> <li>チチ…上3か所、サイド5か所</li> <li>仕立方式…四方ヒートカット仕立て</li> <li>県、市町への送付作業は受託者が行う</li> </ul>

※ 送付されたのぼり旗の取付は、県・市町が行うことから、受託者による作業は不要。

(5) ボディーパネルの作製

- 投票日の周知を行うための、県及び市町所有の公用車に貼り付けるボディーパネルをデザインし、作製すること。
- 「選挙名」、「作製責任者の名称」、「投票日」、「キャッチコピー」及び「期日前投票」の項目は必ず記載すること（詳細は県が指示する）。
- 県及び市町への納品数は参考資料5を参照すること。
- 貼付期間中（3週間程度）、風雨等により文字やデザインが消えることがないようにすること。

製作数	規格	指示事項
178枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>マグネット付</li> <li>高さ30cm×幅50cm</li> <li>走行中に車両から落下しないよう、厚さは0.8mm程度とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、市町への送付作業は受託者が行う。</li> </ul>

(6) 啓発イベント

多くの県民が集う複数の場所や時間帯において、啓発イベントを企画し、会場設営、備品調達、当日の運営管理、進行及び撤収に至るまでの一連の業務を遂行すること。地域に根付いているイベントを活用するなど、効率的かつ効果的な企画となるよう留意すること。

啓発イベントは、投票日1週間前の土曜日又は日曜日を行うことを基本とするが、多くの人員への呼び掛けが期待できる合理的な理由がある場合はこの限りでない。

なお、啓発イベント（表彰式を行う場合はその費用を含む）において、啓発グッズ配布のための物品等諸経費や看板・横断幕作成等の経費は、委託業務費に含まれるものとする。

※ イベントで着用するTシャツ等（Tシャツに限らずイベントに参加する職員が着用できるものであればよい。）及びTシャツ等に貼付するゼッケン等を最大40着作成すること。Tシャツ等には「選挙へ行こう!」、ゼッケン等には「選挙名」、「投票日」及

び「キャッチコピー」等の文言を印字すること。（詳細は県と受託者で協議し決定する）

- ※ イベント等実施時に、着ぐるみ（いっぴょう君）を貸し出すことは可能。ただし、クリーニングの上、返却すること。また、県は、広報船幕の貸し出しなど、受託者の希望に応じて、他の啓発事業に支障がない範囲で、当該事業の効率的な実施に配慮する。
- ※ 提案にはイベントの場所及びその提案理由も記載することとし、場所の確保は受託者の責任において行うこと。
- ※ 過去に実施した事業は参考資料2に掲載。

#### (7) 放送用資材による啓発

啓発放送用のSDカード及びCDは、県が独自に実施する臨時啓発事業において使用するものであるが、作製については受託者が行うこと。

##### 【共通事項】

- ・ 放送内容の原稿については、県が指示する。
- ・ 県、店舗（いずれもポスターと併せて送付する予定）等への送付作業は受託者が行うこと。
- ・ 放送内容は2パターン作成すること（公示後～投票日前日、投票日当日）。
- ・ 県選管で録音した音声を手送付するので、あわせて収録すること。

種別	作製数	指示事項
SDカード (2G～32G)	15枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子データは、MP3ファイルとすること。</li> <li>・ 放送内容（2パターン）をまとめて格納したものを全部で10枚作製の上、それぞれ番号で再生できるようにすること。</li> </ul>
CD	150枚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2パターンの放送内容をそれぞれ分けて収録すること（公示後～投票日前日用75枚、投票日当日用75枚）。</li> <li>・ CDプレイヤーで再生できる形式で格納すること。</li> </ul>

#### (8) 親子投票記念証の作製

- ・ 投票所を親子で訪れた人に対して配布する親子投票記念証を作製すること。
- ・ 県及び市町への納品数は参考資料5を参照すること。

種別	作製枚数	規格	指示事項
親子投票記念証	30,000枚	縦88mm×横63mm・ 両面刷・ 片面ホログラム加工 コート220kg	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ デザインの作成が必要</li> <li>・ 県、市町への送付作業は受託者が行う。</li> </ul>

- ・ 「いっぴょう君」及び「めいすいくん」のイラストを使用し、主に小学校低学年をターゲットとした可愛らしいデザインとすること。
- ・ 文面は県が指示する。
- ・ 文字の大きさ、配置、配色等は、全体のバランスを考慮し、校正過程で決定する。

## 【任意で実施する事業】

### 【共通事項】

- ・ 【実施を必須とする事業】で挙げた事業以外で、事業者により、創意工夫をこらした効果的な事業の提案を任意で行うもの。
- ・ 以下に記載している事業内容は例示である。そのため、記載されている内容から選んで提案してもよいし、記載されているもの以外に効果的な提案があれば行ってもよい。

### (1) マスメディアによる啓発の上乗せ

マスメディアを通じて、投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加を呼びかけるもの。

啓発媒体 (例)		注意事項
テレビ (地上波)	西日本放送 (RNC)、 瀬戸内海放送 (KSB)、山 陽放送 (RSK)、 岡山放送 (OHK)、 テレビせとうち (TSC)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送局、放送の日数、時間帯等を理由とともに提案すること。</li> <li>・ 放送する動画は事業者において作成すること。</li> <li>・ CMに限らず、番組出演による啓発を可とする。</li> </ul>
ラジオ	西日本放送、FM 香川、 コミュニティ FM 放送局 (坂出市・高松市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送局、放送の日数、時間帯等を理由とともに提案すること。</li> <li>・ CMに限らず、番組出演による啓発を可とする。</li> </ul>
新聞	朝日新聞、産経新聞、四 国新聞、毎日新聞、読売 新聞	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投票日以外に掲載すること。</li> <li>・ 掲載する新聞社、広告の大きさ、日数等を理由とともに提案すること。</li> </ul>
ケーブル テレビ	香川テレビ放送網、高松 市塩江ケーブルネット ワーク、三豊ケーブルテ レビ放送、中讃ケーブル ビジョン、さぬき市ケ ーブルネットワーク、ケ ーブルメディア四国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送局、放送の日数、時間帯等を理由とともに提案すること。</li> <li>・ 放送する動画は事業者において作成すること。</li> <li>・ CMに限らず、番組出演による啓発を可とする。</li> </ul>

### (2) ポスター・チラシ等による啓発の上乗せ

#### 【共通事項】

- ・ 「【実施を必須とする事業】 (3) ポスター・チラシ等による啓発」の【共通事項】を踏まえて提案すること。

#### ① 車内掲示用ポスター

- ・ 車内掲示用ポスターについては、JR・私鉄の電車・バスの車内に受託者が掲出の手続を行い、掲出にかかる費用を負担するもの。

作成枚数	規格	注意事項
450 枚	B3 判・ 片面刷	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 掲出依頼をする公共交通機関と枚数 (予定) JR 予讃線・土讃線在来線・JR 快速マリンライナー</li> </ul>

	車内吊り	100 枚
	ことடன் 車内中吊り	140 枚
	ことடன்バス 車内掲出	80 枚
	大川バス 車内掲出	20 枚
	琴参バス 車内掲出	60 枚
	小豆島オリーブバス 車内掲出	18 枚

② ステッカーの作製

- ・ ステッカーを作製し、自動販売機等に貼付けることにより啓発を行うもの。
- ・ 受託者において、自動販売機等への貼付けに係る手続を行うとともに、貼付に要する費用を負担するものとする。

③ フリーペーパーを活用する啓発

- ・ フリーペーパーに広告等を掲載することにより、啓発を行うもの。
- ・ 受託者において、フリーペーパーへの掲載手続を行うとともに、掲載に要する費用を負担するものとする。

(3) 電光掲示板等による啓発

受託者の提案・手配により、JR高松駅に設置されている電光掲示板等で動画放映による啓発を行うもの。

(4) 子育て世代に対する啓発事業

- ・ 親子連れ投票が子どもの将来の投票につながることや家庭教育の重要性に着目し、子育て世代に対する啓発事業を行うもの。

事業例	備考
子ども向けの絵本等のグッズの作成	※ 動画やグッズを作製する場合、どのように展開するのかを示すこと。
子ども向けの YouTube 動画の作成	
子育て世代が投票に行きやすくなる事業	(一例) 親子投票サポート事業 ・ 一部の(期日前)投票所に試行的にキッズスペースを設置し、人員を配置する。 ※ 人員の配置を必要とする場合、配置人数・期間等を示すこと。

## 県が独自に実施する臨時啓発事業

### (1) 広報車・広報船等による啓発

広報車・広報船により投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加を呼びかける。

### (2) 県の自主媒体を使った啓発

県 LINE 公式アカウント、インターネット放送局、県公式 YouTube、電子掲示板、県庁デジタルサイネージ、庁内ケーブルテレビ、県政テレビを活用し、投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。

### (3) 特設サイトなどインターネットによる啓発

香川県選挙管理委員会の Web サイトに特設サイトを開設して、投票日・投票時間・期日前投票制度等の周知を行うとともに、投票総参加の呼びかけを行う。

※ 特設 Web サイトのレイアウト等のデザインについては、受託者が提案する。

### (4) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した啓発

香川県選挙管理委員会の X、Facebook 及び Instagram アカウントを活用して、投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけ等の情報発信を県職員が行う。

※ 受託者が行う啓発事業において、啓発効果が高いと思われる投稿における記事の原稿や写真等の素材は、受託者が作成する。

### (5) 防災行政無線放送等による啓発

各市町に依頼し、防災行政無線放送等やケーブルテレビによる啓発を行う。放送の内容については、選挙の意義・投票日・投票時間・期日前投票制度等についての周知や明るい選挙の推進、投票総参加の呼びかけとする。また、放送に際しては、効果的な時期を選定するよう配慮する。

### (6) ポスター掲出、店内放送、レシート広告による啓発

県内の百貨店・大型小売店舗・商店街に依頼し、店内放送やレシート広告により投票日の周知を行うとともに、明るい選挙の推進と投票総参加の呼びかけを行う。また、県庁内にポスターを掲示し、来庁者や県職員に啓発を行う。

※ ポスターや店内放送用の CD の送付作業は受託者が行う。

過去の選挙における香川県が実施した啓発イベント及び若年層を対象とした啓発事業

過去数回の選挙において、香川県が実施した啓発イベント及び若年層を対象とした啓発事業は以下のとおり。

<p>第24回参议院議員通常選挙に係る臨時啓発業務（H28） 投票日：7月10日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若年層対象の模擬投票 6/30（木）15:00～18:00 ことでん瓦町駅前</li> <li>・ 高校3年生対象の模擬投票 7/5（火）11:00～12:00 高瀬高校</li> <li>・ 若者からのメッセージ 啓発番組制作 7/6（水） 22:00～FM 高松内番組で放送</li> </ul>
<p>香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙に係る臨時啓発業務（H30） 投票日：8月26日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大里菜桜さんと県内市町のゆるキャラやいっぴょう君、めいすい君が踊る「知事選たいそう」動画作成。その動画をwebサイトに掲載。</li> <li>・ サッカーの試合において、大型ビジョンで動画放映（キックオフ前2回） 8/11（土） Pikara スタジアム</li> <li>・ メディアキャラバン 大里菜桜さん、いっぴょう君、県選管書記が報道各社を訪問。</li> </ul>
<p>統一地方選挙に係る臨時啓発業務（H31） 投票日： 4月7日（県議会議員選挙） 4月21日（統一市町選挙）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゆるキャラ「うどん脳」を「せんきょ脳」に変えて、啓発用資材等に活用</li> <li>・ 音楽のリズムに合わせたTikTokを意識した動画を作成し、Webサイト等に掲載</li> <li>・ 大型ショッピングセンターでの模擬投票 3/23（土） イオンモール綾川</li> <li>・ 鉄道駅での模擬投票 3/24（日） ことでん瓦町駅</li> </ul>
<p>第25回参议院議員通常選挙に係る臨時啓発業務（R1） 投票日：7月21日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ チラシ・ポケットティッシュ配布、「あなたが生徒に行く理由」メッセージボード記入声かけ実施。記入後、写真撮影し、一部をSNSに投稿。 場所：7/8（月）徳島文理大学、7/9（火）香川大学、瓦町FLAG、7/11（木）高松中央高校、高松北高校、7/12（金）香川高専（高松）、香川県美容学校、7/15（月）高松中央商店街北部三町ドーム広場、7/18（木）穴吹ビジネスカレッジ</li> <li>・ キャンペーンソングのミニライブ実施 場所：7/9（火）瓦町FLAG、7/12（金）香川県美容学校、7/15（月）高松中央商店街北部三町ドーム広場</li> </ul>

<p>第 49 回衆議院議員総選挙に係る臨時啓発業務 (R3)</p> <p>投票日 : 10 月 31 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大学生が選挙啓発に関する動画 (討論会・Q&amp;A) を作成し、SNS で情報発信。</li> <li>• 大学生が期日前投票所を訪れて、所在地や実際に投票を行った感想などを写真を使って SNS で発信。</li> </ul>
<p>第 26 回参議院議員通常選挙に係る臨時啓発業務</p> <p>香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙に係る臨時啓発業務 (R4)</p> <p>投票日 : 7 月 10 日 8 月 28 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 県内学生に「明日の日本に望むこと」及び「新しい香川に望むこと」をインタビューして動画を作成し、若年層に向けて YouTube、Twitter 及び Instagram で発信。</li> </ul>
<p>統一地方選挙に係る臨時啓発業務 (R5)</p> <p>投票日 :</p> <p>4 月 9 日 (県議会議員選挙)</p> <p>4 月 23 日 (統一市町選挙)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 県内学生に座談会を実施し選挙に対するイメージや想いをヒアリング。</li> <li>• 別日に大学キャンパス内で学生 10 名にメッセージパネルへ「あなたは香川で、どんな明日をつくりたいですか？」をテーマに思いを自由に記入してもらう。</li> <li>• 記入されたメッセージをチラシや SNS のデザインに活用。</li> </ul>
<p>第 27 回参議院議員通常選挙に係る臨時啓発業務</p> <p>投票日 : 7 月 20 日</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 有権者である県内の若年層を集め、「どう？最近 する？投票」をテーマにインタビューを実施し、その様子を動画とスチールで撮影すること。また、30 秒～1 分程度の動画に編集し、インタビュー動画を作成。</li> <li>• インタビュー内容を啓発資材のデザインに活用。</li> <li>• インタビュー動画を Instagram、X、Facebook 及び TikTok で発信。</li> <li>• 大型ショッピングセンター及び商店街での模擬投票。</li> </ul> <p>7/12 (土) ゆめタウン丸亀</p> <p>7/13 (日) 高松南部三町ドーム</p>

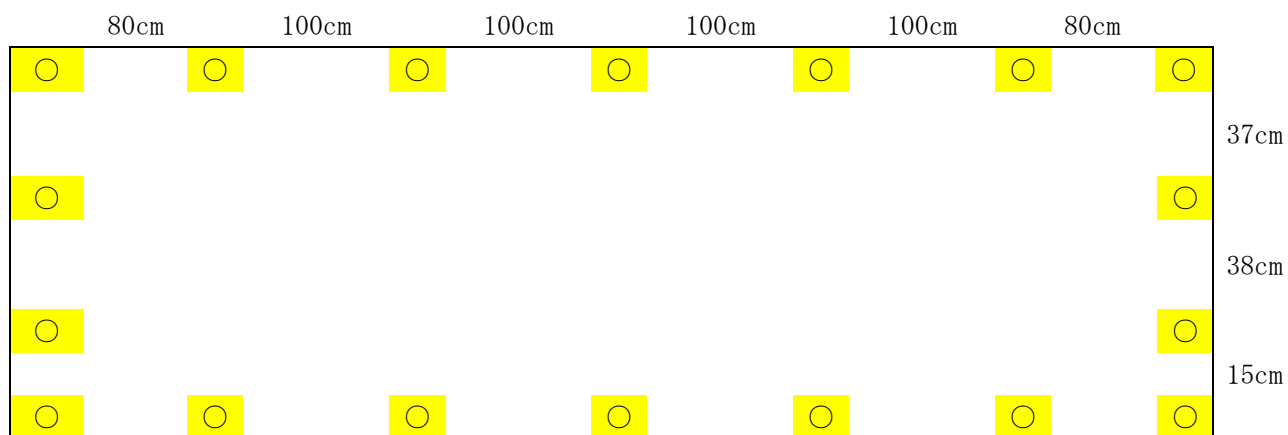
懸垂幕・横断幕

- 1 作製数 44枚
- 2 規格(H×W)
- |      |                     |     |
|------|---------------------|-----|
| No.1 | 800 cm× 90 cm       | 12枚 |
| No.2 | 700 cm× 90 cm       | 9枚  |
| No.3 | 600 cm× 90 cm       | 5枚  |
| No.4 | 500 cm× 90 cm       | 3枚  |
| No.5 | 90 cm× 700 cm (横断幕) | 8枚  |
| No.6 | 50 cm× 700 cm (横断幕) | 2枚  |
| No.7 | 600 cm× 55 cm       | 1枚  |
| No.8 | 70 cm× 700 cm (横断幕) | 2枚  |
- 3 納品先 各市町選挙管理委員会に、納品すること。
- 4 仕様
- ① 設置期間中(約3週間)の風雨に耐えられる材質とすること。  
(テント生地(ターポリン)等で期間中耐えうるもの。)
  - ② ロープ織込加工及びハトメ加工を施すこと。
  - ③ デザインは作製前に、県と協議し、決定すること。
  - ④ 懸垂幕の基本規格は左右3穴計6穴、横断幕は、上下4穴計8穴、等間隔に穴を開け、補強すること。  
また、取付用ロープが必ず通る大きさにすること。
  - ⑤ 取付け用ロープは、懸垂幕は直径8mm、長さ20m、横断幕は直径8mm、長さ5mとし、設置期間中(約3週間)の風雨に耐えられる質とすること。(布製等)
  - ⑥ 懸垂幕については、上下に袋縫い加工を施し、各々1本、取付用の木(左右にはロープを通す穴をあけること。)を付けること。
  - ⑦ 懸垂幕・横断幕の基本規格は上記のとおりであるが、それ以外の穴数やロープの長さは、[参考資料5](#)を参照すること。
  - ⑧ 送付時に、種類(規格)×数量が分かるようにして送付すること。

### 広報船幕

- 1 作 製 数            2 枚
- 2 規 格 (H×W)       9 0 c m×5 6 0 c m
- 3 設 置 場 所        県漁業指導船「ことぶき」の両舷
- 4 納 入 先           香川県選挙管理委員会
- 5 仕 様
  - ① 設置期間中（3日間）の風雨に耐えられる材質とすること。  
（テント生地（ターポリン）等で期間中耐えうるもの。）
  - ② 下記参照図のとおり上下に、等間隔に7箇所ずつ、両横に2箇所ずつ穴を開け、  
十分強度のあるハトメで補強すること。
  - ③ 取付け用ロープは、フラグライン2種類（直径6mm、切断なしで長さ30mのもの  
及び直径4mm、切断なしで長さ50mのもの）を納品すること。
  - ④ デザインは作製前に、県と協議し、決定すること。

（ロープ穴 参照図）



令和8年執行香川県知事選挙及び香川県議会議員補欠選挙における選挙啓発資材配布数量

市町名	①ポスター (B2)	②ポスター (B3)	③一般配付用チラシ (A4)	④電子連れ投票チラシ (A4)	⑤公用車ボディパネル	⑥SDカード	⑦CD	⑧懸垂幕 ※1		⑨横断幕 ※1		⑩のぼり旗 ※1	⑪親子投票記念証
	(単位:枚)	(単位:枚)	(単位:枚)	(単位:枚)	(単位:枚)	(単位:枚)	(単位:枚)	数量合計 (単位:枚)	規 格	数量合計 (単位:枚)	規 格	(単位:枚)	(単位:枚)
1 高松市	110	0	220,000	0	24	4	0	4	No.1*1 No.2*1 No.3*2	3	No.5*2 No.6*1	0	20,000
2 丸亀市	80	0	55,000	150	20	2	0	1	No.1*1	1	No.5*1	6	1,440
3 坂出市	40	0	26,000	180	2	0	0	1	No.1*1	1	No.8*1	2	1,100
4 善通寺市	5	0	14,500	50	4	0	0	1	No.1*1	0		0	900
5 観音寺市	35	0	25,000	150	10	0	0	3	No.1*2, No.2*1	0		12	1,200
6 さぬき市	25	0	24,000	400	20	0	0	3	No.1*2 No.3*1 No.1:左右7穴計14穴 ※3	1	No.8*1	6	400
7 東かがわ市	6	0	14,500	530	26	0	0	1	No.1*1	2	No.5*2	6	560
8 三豊市	21	0	27,000	180	20	0	0	3	No.2*2 No.4*1	4	No.5*3 No.6*1	6	0
9 土庄町	12	0	6,850	50	8	0	0	1	No.2*1	0		6	0
10 小豆島町	16	0	6,900	50	4	0	0	2	No.2*1 No.4*1 左右7穴計14穴 ※3 ロープ、木の棒不要	0		0	485
11 三木町	30	0	12,500	180	4	0	0	1	No.1*1	0		5	70
12 直島町	5	0	2,000	40	2	0	0	1	No.4*1	0		1	0
13 宇多津町	5	0	10,100	50	2	0	0	1	No.1*1 左右7穴、上部中心1穴計 15穴(四隅と上部中央に も穴あけ) 木の棒不要、70cmのロー プを15本(紐いもの)	0		5	850
14 綾川町	28	0	10,000	200	4	0	0	2	No.2*1 No.3*1 上下の木の棒は必ず	0		0	0
15 琴平町	5	0	4,200	50	4	0	0	1	No.2*1	0		3	0
16 多度津町	5	0	11,600	50	2	0	0	1	No.2*1	0		1	0
17 まんのう町	12	0	7,300	50	2	0	0	3	No.1*1 (No.1について は木の棒不要) No.3*1 No.7*1	0		1	460
小計	440	0	477,450	2,360	158	6	0	30		12		60	27,465
県分	350	0	5,000	0	12	5	0	0		2	広報船幕	0	0
学校配布分	101	0	104,300	49,400	0	0	0	0		0		0	0
百貨店・銀行等	221	0	0	0	0	0	114	0		0		0	0
JR・こども等※2	73	428	0	0	0	0	0	0		0		0	0
予備※2	115	22	1,250	240	8	4	36	0		0		140	2,535
計	860	450	110,550	49,640	20	9	150	0		2		140	2,535
合計	1,300	450	588,000	52,000	178	15	150	30		14		200	30,000

※1 懸垂幕の規格は、H#：No.1(800\*90)、2(700\*90)、3(600\*90)、4(500\*90)、7(600\*55)、横断幕H#：No.5(90\*700)、6(50\*700)、8(70\*700)、のぼり旗H#：180\*60です。(単位:cm)

上記表の規格欄において特段の注記がない場合、懸垂幕は、左右3穴計6穴、ロープの長さは20メートル、横断幕は、上下4穴計8穴、ロープの長さは5メートル、のぼり旗は、チチ：上3、サイド5とします。

参考資料6

懸垂幕・横断幕集計

	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	合計
高松市	1	1	2		2	1			7
丸亀市	1				1				2
坂出市	1							1	2
普通寺市	1								1
観音寺市	2	1							3
さぬき市	2		1					1	4
東かがわ市	1				2				3
三豊市		2		1	3	1			7
土庄町		1							1
小豆島町		1		1					2
三木町	1								1
直島町				1					1
宇多津町	1								1
綾川町		1	1						2
琴平町		1							1
多度津町		1							1
まんのう町	1		1				1		3
合計	12	9	5	3	8	2	1	2	42